

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和 6年 11月 21日
淡路市長 門 康 彦

市町村名 (市町村コード)	淡路市 (28226)
地域名 (地域内農業集落名)	上畠・里(釜口) (上畠・里(釜口))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

農地を引き受ける意向のある担い手がいるため、より一層情報共有を図り、担い手への農地集積を促していく。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

本地域は、山麓の傾斜地という狭い土地を有効利用してカーネーション、きんせんか等を中心とした花き栽培が行われている。今後、担い手農家の育成に努め、花きの生産性向上を図るほか、水稻の作業受委託や農地の流動化を進め、遊休農地の解消を図る。

水稻については、担い手への農地の集積や作業受委託を進めるとともに、ドローン防除をはじめスマート化による省力化、低コスト化をより一層推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その他農地を保全・管理する農地とする。ただし、農振農用地であっても現状山林化しており、再生が困難な農地は保全・管理する農地とする。

また、担い手が継続的に耕作していく意向の農地については、農振農用地ではないところであっても、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

農地中間管理機構を活用して、担い手への集積、集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

高齢化、担い手の減少が進んでいることから、現状、新たに基盤整備を行う予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び普及所等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

随時情報収集し、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦上畠集落には、中山間集落協定があるため、農道・水路等の維持管理を共同で行う。

⑨担い手に畜産農家がいるため、集落内の農家と連携し、耕畜連携を進める。